

跋

本書は、石川禎浩氏の序文にあるように、2008年4月から2011年3月にかけて開催された「近代東アジアにおける翻訳概念の展開」研究会の成果報告である。

私たちは以前（1993-1997年）に「梁啓超の研究——その日本を媒介とした西洋近代認識について」とのテーマで共同研究をおこなった。それは、幕末・明治期に日本がとりいれた西洋近代文明を「知の巨人」梁啓超がいかに清末中国に摂取・媒介したかを比較的詳細に研究したもので、近代において世界史的規模でもって再編された東アジア文明圏内部での一動向をいくつかの側面から分析・解明したものであった。

したがって、それをより大きな枠組みから考察するなら、いかなる伝統文明の基盤の上に西洋近代文明は受け入れられたのかという問題に立ち向かわざるをえない。そのことは桑兵氏も書評（「梁啓超的東学・西学与新学」『歴史研究』2002年第6期）で指摘してくださっていた。あたかもよし、桑氏が2008年2月から半年間、京大人文研の招聘教授として来学されたので、それに合わせて研究会を発足させたのである。

テーマにふくまれた「近代」「東アジア」「翻訳概念」の語は、かならずしも衆目の一致した定義が確立されている術語というわけではない。時代範疇としての「近代」は市民権をえた言葉であるが、国や地域によってその開始期を何時とするかについては意見が分かれている。ここで説明を略して言わせていただくと、私は近代東アジア文明史の起点を1840年のアヘン戦争においている。アヘン戦争を分期の指標にとれば政治史的視点を優先させていると取られるかもしれないが、それは文明史的にもやはり一つの大きな劃期だったのである。

「東アジア」は、地理的には問題なく確定できそうに思えるが、それも一筋縄ではいかない。そもそも大陸の形からすればひとかたまりのユーラシアは、ヨーロッパとアジアのあわせものとして命名されているのである。現在、ウラル山脈からダーダネルス海峡にいたる人為的に引かれた境界線は便宜的なものにすぎないが、一つであるユーラシアがアジアとヨーロッパの二つと見なされるためには、その中間が主体となる視点が必要とされるであろう。つまり、現在の中東を中心にアジアとヨーロッパとはその東西に位置するものとされていたはずである。そのような意味でのアジアは古来存在していたし、その東部である東アジアに栄えたのが中華の文明であった。中華の地はパミール高原を地軸として、東南方向にはヒマラヤ山脈、東北方向には天山山脈が走っていて、南・西・北方にたいし

て隔離性の高い地域であって、そこには古代以来、基本的に同一性質といってよい文明が維持・発展させられてきたのである。

前近代において、中華文明が東アジアで優越した地位を占めていたことはだれしも認めるところである。そして、朝鮮・日本・琉球・越南などの周辺諸地域では、その影響下に漢字を書記文字とし、漢文を自国の文章より上位の文章とする文化と法制の体制が作りあげられ、それが千年以上にわたって維持されてきた。そのような独自性をもつ「東アジア」の文明が、ヨーロッパの西端に生まれた西洋近代文明と接触することによって「近代東アジア文明圏」に再編されることになるのである。その比較的に大きな発端となったのがアヘン戦争であって、ここにユーラシア大陸の西端と東端との文明接触が開始されることになった。

異文明の実際的な接触は言語を介して始まる。言語はすべて概念を背負ったものとして流通しているものなのだから、同言語の話者同士ないし筆者／読者の間には、話され書かれる言葉にたいする共通の理解が存在しているはずである。共通の理解とは、その程度と範囲はかならずしも明確ではないかもしれないが、対話者同士が言葉にはりつけられた概念の共通性を確認しあえるということである。同一言語の話者間における共通の理解は相当に安定したものであるはずである。一方、異言語の話者間においては、それは相手の言葉にはりつけられた概念をこちらの言葉でどう表現するかの問題として現れざるをえない。つまり翻訳である。ここに、「翻訳概念」の問題が歴史家のとりくむべき課題として浮上するのである。

中華の多くの知識人にとって、アヘン戦争の敗北も天朝の優位にたいする信念を揺るがすものではなかったのだが、なかに僅かながら当の敵を知るための知的営為に踏み出したものがいた。その代表が、魏源と徐繼畲である。早くも1840年代に上梓されたかれらの著作、『海国図志』と『瀛環志略』は、「海国」「瀛環」の書名に中華思想の残滓を指摘する向きもあるが、まずはそのような地点から出発した、あるいは出発しなければならなかったということに留意しておけばよい。ともあれ、それらは東アジアで最初の本格的な世界各国紹介書なのであった。その歴史的意義は、「黒船」襲来という破天荒の事態に対処するために日本がなによりもまずそれらを必要としたということの内に、よく表わされているのである。

「海国」あるいは「瀛環」の諸国や地域の事物は、ほとんどが中華の言語ないし知識の体系からはずれた別世界の事物であった。文明を異にすることは、そういうことなのである。ゆえに、それらのことを記すためには、その地の言葉どおりに音訳して説明を加えるか、中華の言葉で翻訳するしかなかった。いずれもそれなりに長短のあるやり方だが、「翻訳概念」の問題としては後者の事例がより興味深い。

そのようなものの一例として、ここでは徐繼畲『瀛環志略』巻七に収められている「英

国之制」を取りあげてみよう。福建の布政使の任にあった徐が、西洋の事柄に興味をもったのは1844年に D. Abeel (雅裨理) から西洋地図集を借りたのに始まるとされる。その後、史料の収集・蓄積・著述にはげみ、福建巡撫となった翌年の1848年に該書を刊行した。ゆえに、これは今のわれわれのというような意味での「翻訳」ではない。しかし、19世紀の清国における西洋書の翻訳は基本的にその語を理解している西洋人が口訳し、文言を書ける清国人がそれを筆述するという形式のものだったから、『瀛環志略』の場合、不特定・複数の口訳者の説明を徐がしかるべく文章にまとめあげたという形の、広義の翻訳だったといえる。

「英国之制」の1段は全文357字。三権分立と明記されているわけではないが、現在の用語でいえば、行政・立法・司法の3項が書き分けられている。おそらく意図的にそうしたのであろう。

まず、行政にあたる部分は63字、訓読的に訳すところである。「英国の制は〔国王の下に〕相（宰相）二人が置かれ、国内之政と外国之務を分掌する。この外の大臣には帑蔵（金庫）・出納・貿易・訟獄・璽印・印度・水師があつておのおのの事務を管轄し、それぞれに補佐の属僚が援助している」。

ここは、「君臨すれども統治せず」という英国王の特殊な地位に目をつぶれば、共通理解が比較的に容易な部分である。「国不可一日無君、朝不可一日無相」との成句はあるが、明にならって清朝は宰相を置かなかった。しかし、内閣のようにそれを代替する機構はあったのであったのであって、国王・宰相・大臣の系列は常識の範囲内で理解できることであった（今では、内閣は Cabinet の訳語として定着しているが）。各大臣の分掌にいたっては、唐代以来、六部の制度が完備していたのだから、むしろ官吏の登用を管轄する吏部や、営繕建造・土木水利を担当する工部が欠けていることを未熟と感じたかもしれない。もちろん、インド省はこちらに無いが、中華の周辺に位置する全属領は理藩部などによって「天下」体制のもとに然るべく組み込まれていたから、問題と感ずることも無かったにちがいない。

記述の順は最後だが、つぎに司法にあたる「英国聴訟之制」（65字）を見ておく。罪人は「証拠」をそろえて裁判にかけられるが、まず「齊民中より声望有る者六人」と「犯罪者自選の六人」の12人が審査評決して、起訴者は「官」（こちらでは司法はまだ独立しておらず、行政官が裁判をも担当した）におくってそこで審問し判決が下される、と記す。

いわゆる小陪審の制度を説明しているのだが、この簡単な説明によって「齊民」が裁判に参加するという破天荒な制度について、十分に理解しえた概念を形成することは難しかったと思われる。とはいえ、こちらの制度とはかけはなれた陪審裁判について、徐継畚が既存の語彙（「証拠」も含めて）だけでもって混乱することなく文章を綴っていることに驚かされるばかりである。

つぎに立法にあたる部分である。字数は229字、この段全体のほぼ三分の二を占める。ここは機構の説明から始めている。訓読すると、「都城には公会所が有り、内は兩所に分かれる。一は爵房と曰い、一は郷紳房と曰う」。原文はわずかに19字、簡単きわまる文章だが、要点は押さえられており、しかも漢語に翻訳してあるので、徐の思考の跡をかなり追うことができる。

「公会所（公の会所）」は *Parliament* の翻訳である。「会所」は同業者・同郷者のための会合・宿泊等のための共同利用施設であるが、「公」のための「会所」とした所に同業同郷をこえた高次の施設であることを含意させたと見られる。「爵房」では「国家の大事」を「公議」するとも言っているから、「公」の字には取りあげる事柄の公共性と、それを話しあう議論の公平性が含意されていると見てよいだろう。

今では *Parliament* の訳語としては「議会」あるいは「国会」が定着しているが、「公会所」はイギリスの立法制度が議会主権を軸として確立されているという「概念」を表現しようとして選ばれた訳語だったはずである。ただ、専制王朝支配の下で暮らす読者は、「公」とは朝廷のなすことと理解したであろうから、この訳語を徐の意図したような方向に概念構成することは難しかったであろう。その「公」は立憲君主制の成立と表裏の関係にあるものだったが、それが理解出来るのはまだ先のことだったのである。

その「公会所」は二つの部分よりなる。一は「爵房」、これは *House of Lords* の翻訳である。「房」は *House*、これは問題なし。*Lords* は「爵」と翻訳された。清朝では貴族制がおこなわれ、公爵以下の爵位が存在していた（漢人で爵位を与えられた者はごくごく少数だったが）。こまかく言えばいろいろと差異はあるが、平民とは身分がちがう特権的な人々という「概念」はしっかりと訳出されているのである。しかし、「爵房」は「公議」の場であるから、そのための成員が選ばねばならない。それについて「爵位を有する貴人と耶蘇の教師」をそこに處らせるとのみ書くに止めているが、身分に応じた定数への互選的制度ゆえ、それで説明になっているといえる。

興味深いのは、*House of Commons* を訳した「郷紳房」である。*Commons* は貴族ならざる人々、端的に言えば平民であるが、徐は「庶民」と言っている。これは範囲が広すぎるということもあろうが、「庶民より才識學術有る者を推挙して之に處らしむ」と、こちらは選択規準を明記して、その「房」に「推挙」された成員を「郷紳」と訳したわけである。「郷紳」は貴族ではない。しかし、一般平民とはことなる特権身分である。それは官僚制・科挙制に関係づけられたもので、退職官僚と、現職官僚の出身地における家族、あるいは生員・挙人などで任官することなく郷里に居る者をいう。したがって、郷紳はまさに庶民の「才識學術有る者」であった。

英国の「郷紳房」の成員は庶民より「推挙」（*election* の訳語であろう）された存在であるのにたいし、清国の郷紳は皇帝・官僚による選抜とむすびついた身分である。ゆえに

社会集団的な関係性でいうなら、前者が平等性を基盤とする職能分担であるのにたいし、後者は上下関係にもとづく階層区分であるという点で、性格が異なるものであった。しかし、貴族ではない平民の選良に、政治における知的専門性にもとづく機能分担の存在様式概念をあたえて、初歩的な共通理解を生み出すという観点からすれば、この翻訳は意味の有るものであったと思う。

徐は election の訳語として「推挙」を選んだと思われるのだが、その時、おそらくかれは「選挙」なる語を思い浮かべていながら使わなかったのではないかと思う。「選挙」なる語は古くから在り、『唐書』以下の正史には「選挙志」も置かれているような由緒正しい術語である。しかし、科举制とむすびついて現実に機能している語彙である以上、庶民の投票により選出される制度のための用語とすることを避けたのである。日本には科举がなかったから、election の訳語に躊躇なく「選挙」の語彙をえらんだ。そしてそれが科举廃止後の中国で、抵抗なく用いられて今日に至っているのである。

しかし、いうまでもなく、皇帝が君臨する清国には有爵者や郷紳が「公議」をおこなえる条件はまったくなかった。皇帝に引見されている時に、大臣たちは皇帝の下問には答えねばならなかったが、大臣同士で意見をかわすことさえ許されていなかったのである。もちろん、郷紳が国家の大事に口をはさむことなど、もってのほかのことだった。

徐継畬は、そのような現実を踏まえて、然るべき立場のものが政治的な問題について発言し討議することの重要性を理解させねばならないことに気づいたらしい。イギリスで行われている現実の政治過程、政府と議会の審議方法について、全段のほぼ半分の162字と、驚くほど詳しく書いている。ということは、徐がここを記述の重点としたと判断してよい。換言すれば、徐はイギリスの強さの政治的根拠をここに見出したのである。その要点を述べるなら、このようである。

国家の大事は、国王が宰相にはかり、宰相が「爵房」に告げ、「爵房」では成例を参照して「公議」をおこなって可否を決定する。それから「郷紳房」に移し、「必ず郷紳大衆が允諾してから実行する」（この「大衆」には、多数の意味を含ませられていると思う）。「允諾されないと、勿論その事は廃止になる」。一方、民間の利病は、まず「郷紳房」で取りあげる。郷紳が調査・討議した上で、それを「爵房」に移す。「爵房」は討議し、実行すべきものは、それを宰相に上げ、そして王に伝える。允諾されないと、廃止となる。ほかに、「郷紳房」が司法上優位にあることを述べて（これは「郷紳房」の審議機能としての説明）、おおよそ「刑賞・征伐・条例」などは「有爵者が議論を統括し」、租税にかかわる「課税の増減・財政の運用は全て郷紳が議論を統括する」と結ぶ。

見られるとおり、政治は関係するものの討議によって進めなければならない、それも、それぞれの政策に相応しい機関において討議しなければならないことを説いている。短文にもかかわらず、その手続きについて詳細に記しているのは、実効ある討議を行うために

それ相応の手続きが必要なことを、徐はすでに理解していたにちがいない。

そして、このやり方は、ひとり「英吉利」のみならず、「欧羅巴諸国は皆同じ」という。つまり、現にヨーロッパではみなこのイギリス方式を採用しているのだという。徐の意図がどこにあるか、問わず語りに明らかであろう。二千年来皇帝制度のもとにあった中華の地で、1840年代にこれが書かれたことに思いをいたせば、イギリスの国力の源泉が王権にかえて「郷紳」「爵」により代表させられた権力行使の体制にあることを、徐継畚はよく描き出したといえる。

ここで、この「英国之制」、さらには『瀛環志略』が伝えようとした世界各国の知識そのものがどのように受容されたのかが問われるべきだが、現在の私にはその用意がない。いささか陳腐な話柄だが、刊行40余年後の1890年に梁啓超が上海の地で同書を手にして、世界には五大洲があるのかと驚いたということに照らせば、異なる文明下での政治制度のことなど、大抵の知識人にとって霄壤のかなたのものでしかなかったことは確かである。

そこで変法運動となり、革命運動が発展して中華民国の創立を見る。主権在民を謳った新しい共和国は、「公会所」である「国会」として、「爵房」にあたる「参議院」と「郷紳房」にあたる「衆議院」を持つにいたった。新しい革袋としての機構は用意されたわけだが、それがまともに機能するためには制度の内実をみだすにたる主体の確立が必要とされる。換言すれば、人間の営為の実現としての機構を言い表している概念（言葉）には、それを支えるにたる精神が内包されていなければならないのである。

民国の主権者として相応しい精神を国民に確立させねばならないということに気づいた一人は孫文である。かれはそれを会議の進め方から着手しようとした。1917年に『會議通則』なる一書を刊行したが、それは会議の進行に必要な知識を、初歩から丁寧の説明したものである。のちに『民権初歩』と改題、「建国方略之三」＝「社会建設」と位置づけたことにより、その意図する所はいっそう明確になった。これは徐継畚の認識を基底の所で数歩推し進めたものであるが、当時の時代風潮であった新文化運動の目立たない一構成部分でもあった。

大陸中国では、全国的規模の国会選挙は1912年に行われただけと言ってよい。制度としても、現在、まだ確立されてはいないのである。もちろん、日本のように制度的に実施されているからといって、それが国民の精神の内実をともなったものとして確立されているわけではないことを見落としてはならないのであるが。

2012年10月28日

狭 間 直 樹